

定款変更の認可に関する説明

定款変更の認可

組合の定款を変更するには、総(代)会に諮って、出席者の3分の2の承認を得て、施行規則による様式の申請書に次の書類を添付し、袋とじにしたものを2部作成して認可行政庁へ提出し、認可を受けなければなりません。

なお、商工組合は、名称・事業・組合員資格を変更する場合において、申請書類を3部作成する必要があります。

【添付書類】

- ① 変更箇所新旧対照表
- ② 変更理由書
- ③ 総(代)会議事録



※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に本会までご相談ください。

(注1) 変更箇所新旧対照表へ記載する定款の条文については、変更部分のみを記載するのではなく、変更条文全部を記載してください。

(注2) 定款の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、上記の添付書類のほか、定款変更後の事業計画書又は収支予算書を添付しなければなりません。

(注3) 定款の変更が、出資一口の金額の減少に関するものであるときは、上記の添付書類のほか、議決当時の財産目録及び貸借対照表を添付しなければなりません。

また、中協法第56条第2項の規定による公告及び催告をした並びに異議を述べた債権者があったときは、中協法第57条第2項の規定による弁済、担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面を提出しなければなりません。